

# 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を学ぼう

所要時間 45分

対象 小学生以上

ねらい

○子どもの権利条約の条文カードを使ったランキングゲームを通して、様々な見方・考え方があることに気づくとともに、自分にも他の人にも大切な権利があることを理解する。

準備

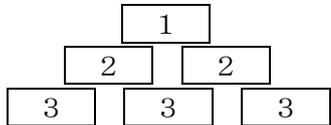
・子どもの権利条約カード（グループ用に1組） ・ノートまたはワークシート

進め方

導

展

振り返

活動の流れ（指導者の教示、子どもの反応・行動）	留意点
1 子どもの権利条約カードを一人1組ずつ配布する。 2 世界の子ども達の様子や、いじめ、虐待等についての担任の思いを話し、世界中の子ども達が持っている「子どもの権利」について学習することを確認する。	○児童生徒の実態、学習内容によって、権利条約カードA版（簡易版）またはB版を使用する。全ての条文を使わない方法も考えられる。
3 条約カードを順番に読み上げるのを聞いた後、自分が特に大切にしたい条文を6つ選び、ランキングを行う。  4 近くにいる友だちと3、4人のグループを作り、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ランキングの理由</li> <li>・グループの話し合いで迷ったところについて話す。</li> </ul>	○カードをグループに1組ずつ配り、グループで話し合いながら、ランキングをする方法もある。  
6 一人一人が活動を通して感じたことを、ノートやワークシートにまとめる。  7 活動を通して感じたことを発表する。	○様々な見方・考え方があり、それぞれに価値があることや、一人一人が大切な権利を持っていることを確認する。

## 留意点等

- 子どもの権利条約カードを使って様々な学習が考えられる。
  - ・1人1枚のカードを持ち、自分のカードと似ているカードを探してグループをつくり、それぞれのグループとの間に関係がないか考え合う。
  - ・世界の子ども達の問題、いじめ、虐待等の新聞記事を導入に、権利条約カードから、それぞれの人権問題とつながる条文を探す。
  - ・「アニメ『めぐみ』（北朝鮮当局による拉致問題）の視聴とあわせ、めぐみさんが奪われた権利について考え合う。
  - ・「子どもの権利条約」を学習した上で、子どもたちが選んだ条文をもとに学級目標を作る。

# 「子どもの権利条約」カード

(A版)

日本ユニセフ協会作成「子どもの権利条約カードブック」より

1 18才までは子どもだよ。	2 どんないじめも差別も許せない！国や肌の色がちがっても、男も女も同じ人間。平等だね。	3 子どもにとって一番よいこと、一番の幸せを！	4 国がしなきゃいけないことを果たしてね。	5 親は、子どもの一番の幸せを考えてね。
6 だれにでもある生きる権利。みんな生きたい！大きくなりたい！	7 生まれたら、だれにでも名前や国籍があるよ。	8 世界中でたった一人の自分らしさを大切に！私は私。	9 父と母とくらしたい。はなればなれになっても会えるよ。	12 言いたいこと言わせて！自分の意見や考えを言う権利があるんだ。
13 自由に自分を表現できる！でも人に迷惑をかけてはいけないよ。	14 思うこと、信じること、心は自由なんだ！	15 仲間同士で集まる権利があるよ。	16 知られたくないことはある。秘密や名誉は守られるよ。	17 もっと知りたい！いろんなこと。情報を知る権利がある。でも有害な情報からは守ってね。
18 父も母も子どもを育てる責任は同じ。国もそれを助けて！	19 親は子どもを大事に育てて！痛いめ、ひどいめにあわさないで。	22 戦争や難民になって自分の国にいられなくなった子どもは守られるよ。	23 「障がい」をもった子どももみんな仲間として共に生きていこう。社会に出ていけるよ。	24 病気になったら元気になるまで看病してね。健康に生きる権利があるよ。
26 苦しい生活でも安心できるように、国の助けを！社会保しよを受けられるよ。	27 人間らしい生活、くらしやすい生活を！	28 みんな学びたい！学校で楽しく勉強したい！	29 一人ひとりが大切にされ、伸びることのできる教育を！	30 いろんな文化を認め、ちがいが豊かさになるように。
31 もっと遊びたい、休みたい！スポーツや芸術を楽しみたいな。	32 子どもの成長をさまたげるような仕事はさせないで。	34 性的ないやがらせや、売春の相手にさせないで！	36 子どもにとってよくないことはすべて禁止して！	38 戦争にまきこまないで！

## 「子どもの権利条約」カード

(B版)

日本ユニセフ協会作成「子どもの権利条約カードブック」より

<p><b>第1条 子どもの定義</b> 18歳になっていない人を子どもとします。</p>	<p><b>第2条 差別の禁止</b> すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。</p>	<p><b>第3条 子どもにとってもっともよいことを</b> 子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p>
<p><b>第4条 国の義務</b> 国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。</p>	<p><b>第5条 親の指導を尊重</b> 親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。</p>	<p><b>第6条 生きる権利・育つ権利</b> すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。</p>
<p><b>第7条 名前・国籍をもつ権利</b> 子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p>	<p><b>第8条 名前・国籍・家族関係を守る</b> 国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。</p>	<p><b>第9条 親と引き離されない権利</b> 子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。</p>
<p><b>第10条 他の国の親と会える権利</b> 国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。</p>	<p><b>第11条 よその国に連れさられない権利</b> 国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。</p>	<p><b>第12条 意見を表す権利</b> 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p>

<p><b>第 13 条 表現の自由</b>  子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。</p>	<p><b>第 14 条 思想・良心・信条の自由</b>  子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。</p>	<p><b>第 15 条 結社・集会の自由</b>  子どもは、ほかの人々と自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。</p>
<p><b>第 16 条 プライバシー・名誉は守られる</b>  子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。</p>	<p><b>第 17 条 適切な情報の入手</b>  子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p>	<p><b>第 18 条 子どもの養育はまず親に責任</b>  子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。</p>
<p><b>第 19 条 虐待・放任からの保護</b>  親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p>	<p><b>第 20 条 家庭を奪われた子どもの保護</b>  子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。</p>	<p><b>第 21 条 養子縁組</b>  子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。</p>
<p><b>第 22 条 難民の子ども</b>  ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、援助を受けることができます。</p>	<p><b>第 23 条 障害のある子ども</b>  心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実させてくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。</p>	<p><b>第 24 条 健康・医療への権利</b>  国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。</p>
<p><b>第 25 条 病院などの施設に入っている子ども</b>  子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。</p>	<p><b>第 26 条 社会保障を受ける権利</b>  子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。</p>	<p><b>第 27 条 生活水準の確保</b>  子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。</p>

<p><b>第 28 条 教育を受ける権利</b> 子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p>	<p><b>第 29 条 教育の目的</b> 教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんなのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。</p>	<p><b>第 30 条 少数民族先住民の子ども</b> 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。</p>
<p><b>第 31 条 休み、遊ぶ権利</b> 子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。</p>	<p><b>第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護</b> 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。</p>	<p><b>第 33 条 麻薬・覚せい剤などからの保護</b> 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。</p>
<p><b>第 34 条 性的搾取からの保護</b> 国は、子どもがポルノや売春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第 35 条 ゆうかい・売買からの保護</b> 国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第 36 条 あらゆる搾取からの保護</b> 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p>
<p><b>第 37 条 ごうもん・死刑の禁止</b> どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあつた扱いを受ける権利があります。</p>	<p><b>第 38 条 戦争からの保護</b> 国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p>	<p><b>第 39 条 犠牲になった子どもを守る</b> 子どもがほうっておかれたり、むごいうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。</p>
<p><b>第 40 条 子どもに関する司法</b> 国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。</p>	<p>※公益財団法人日本ユニセフ協会のホームページからは、下記の内容をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利条約（日本ユニセフ協会抄訳版）</li> <li>・子どもの権利条約を使った実践事例</li> <li>・子どもの権利条約全文</li> </ul> <p><a href="https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html">https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html</a></p>	